中間前金払と部分払の選択について

　中間前金払と部分払の選択該当工事の落札者は契約の締結に当たり、下記の点に留意の上で必ずどちらか一方を選択し、特約条項を２部提出してください。

記

１　中間前金払を選択した場合

　　原則として部分払金を請求することはできませんが、複数年度に跨る工事や、予算の繰越等の特別な場合に限り、部分払金を請求することができます。

２　部分払を選択した場合

　　いかなる場合も中間前払金を請求することはできません。

３　その他

　(1)契約書の作成に当たっては、「特約条項」の選択しない条項の全文を２本線で削除し、訂正印を押して、提出してください。

　(2)契約締結後に選択を変更することはできませんので、くれぐれも御注意ください。

印　　　　　　字削除　　　印

特　約　条　項

１　中間前金払を適用する。

この場合において、工事請負契約書第３７条は適用しない。ただし、会計年度を超えて施工する必要のある工事（繰越明許費又は債務負担行為に係る工事）について、各会計年度末等における支払のために部分払をする必要がある場合に限り適用できるものとする。

２　部分払を適用する。

この場合において、工事請負契約書第３４条第４項は適用しない。

（注）契約の締結に当たって、上記２つの条項のうち、受注者が選択しないものを２本線により削除すること。

本特約による選択は、工事の施工期間中において、原則として変更又は取り消すことができない。